

# 重要事項説明書

## (小規模多機能型居宅介護サービス)

あなたに対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条(準用)第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者の概要

事業者名称	サンクスクリエーション合同会社
主たる事務所の所在地	安曇野市穂高有明 9990-1
法人種別	営利法人
代表者名	高橋 清彦
電話番号	0263-88-8860

介護保険法令に基づき愛知県知事又は安曇野市長から指定を受けている事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき長野県知事又は安曇野市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類 サンクス小規模多機能型居宅介護やすらぎ 2094000185
通所介護事業所(指定事業者番号)	サンクスデイサービスさいわい 2074000502
訪問介護事業所(指定事業者番号)	サンクスホームヘルプステーション 2074000601
居宅介護支援事業所(指定事業者番号)	サンクス居宅介護支援事業所 2074000155
定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所(指定事業者番号)	サンクスあんしんサポ 2094000359

### 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	サンクス小規模多機能型居宅介護やすらぎ
指定事業者番号	2094000185
所在地	安曇野市穂高有明 9990-1
電話番号	0263-88-8845
出張所の名称	なし
所在地	
電話番号	
営業日	365日
営業時間(訪問サービス)	24時間
同(通いサービス)	7:00~20:00

同 (宿泊サービス)	20:00~7:00
通常の事業の実施地域	安曇野市内 原則として当事業所より5km圏内
登録定員 利用定員 (通いサービス) 同 (宿泊サービス)	29人 ※ 当事業所は、原則として利用申込に応じ 12人 すが、ご登録をいただいている場合であっ 4人 も、利用定員を超過する場合には、通いサー ビス又は宿泊サービスの提供ができない日 がある場合がありますので、ご了承ください。

### 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令及びこの契約に従い、ご利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を提供します。
運営の方針	住み慣れた地域で、高齢になっても、障害をもっていてもこれからもずっと暮らし続けられるように、常に感謝の気持ちをもって、サンクスは永続的な生活支援を目指します。

### 4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者		1人	常勤1名 8:30~17:30
介護従業者	介護福祉士 初任者研修修了者 ヘルパー2級	10人 4人 1人	常勤8名、非常勤7名 8:30~17:30 2名 9:00~16:00 2名 7:00~16:00 1名 11:00~20:00 1名 17:00~9:00 1名
	看護師	3人	非常勤 3名 9:00~16:00 1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1人	常勤1名 9:00~18:00 1名

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
小規模多機能型 居宅介護サービ ス ※介護保険負担 割合が1割の場 合	要介護1 10,458円/月 要介護2 15,370円/月 要介護3 22,359円/月 要介護4 24,677円/月 要介護5 27,209円/月 要支援1 3,450円/月 要支援2 6,972円/月 初期加算 30円/日 (登録日から起算して30日以内の期間)  認知症加算Ⅰ 920円/月 認知症加算Ⅱ 890円/月 認知症加算Ⅲ 760円/月 認知症加算Ⅳ 460円/月 サービス提供体制加算Ⅰ 750円/月 サービス提供体制加算Ⅱ 640円/月 看護職員配置加算Ⅰ 900円/月 看護職員配置加算Ⅱ 700円/月 看護職員配置加算Ⅲ 480円/月 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ 1,200円/月 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ 800円/月 訪問体制強化加算 1,000円/月 科学的介護推進体制加算 40円/月 介護職員等処遇改善加算Ⅰ (所定単位数の14.9%) 中山間地域等における小規模事業所加算 (所定単位数の10%)	保険適用有	月	その他厚生労働大臣が定める基準による
小規模多機能型 居宅介護サービ ス ※介護保険負担	要介護1 20,916円/月 要介護2 30,740円/月 要介護3 44,718円/月 要介護4 49,354円/月	保険適用有	月	その他厚生労働大臣が定める基準による

割合が2割の場合	<p>要介護5 54.418円/月  要支援1 6.900円/月  要支援2 13.944円/月  初期加算 60円/日  (登録日から起算して30日以内の期間)</p> <p>認知症加算Ⅰ 1,840円/月  認知症加算Ⅱ 1,780円/月  認知症加算Ⅲ 1,520円/月  認知症加算Ⅳ 920円/月</p> <p>サービス提供体制加算Ⅰ 1.500円/月  サービス提供体制加算Ⅱ 1.280円/月</p> <p>看護職員配置加算Ⅰ 1.800円/月  看護職員配置加算Ⅱ 1.400円/月  看護職員配置加算Ⅲ 960円/月</p> <p>総合マネジメント体制強化加算Ⅰ  2,400円/月  総合マネジメント体制強化加算Ⅱ  1,600円/月</p> <p>訪問体制強化加算 2.000円/月  科学的介護推進体制加算 80円/月  介護職員等処遇改善加算Ⅰ  (所定単位数の14.9%)  中山間地域等における小規模事業所加算  (所定単位数の10%)</p>			よる
小規模多機能型 居宅介護サービス ※介護保険負担 割合が3割の場合	<p>要介護1 31.374円/月  要介護2 46.110円/月  要介護3 67.077円/月  要介護4 74.031円/月  要介護5 81.627円/月  要支援1 10.350円/月  要支援2 20.916円/月  初期加算 90円/日</p>	保険適用有	月	その他厚生労働大臣が定める基準による

	<p>(登録日から起算して 30 日以内の期間)</p> <p>認知症加算Ⅰ 2,760 円/月          認知症加算Ⅱ 2,670 円/月          認知症加算Ⅲ 2,280 円/月          認知症加算Ⅳ 1,380 円/月</p> <p>サービス提供体制加算Ⅰ 2,250 円/月          サービス提供体制加算Ⅱ 1,920 円/月          看護職員配置加算Ⅰ 2,700 円/月          看護職員配置加算Ⅱ 2,100 円/月          看護職員配置加算Ⅲ 1,440 円/月</p> <p>総合マネジメント体制強化加算Ⅰ          3,600 円/月          総合マネジメント体制強化加算Ⅱ          2,400 円/月</p> <p>訪問体制強化加算 3,000 円/月          科学的介護推進体制加算 120 円/月          介護職員等処遇改善加算Ⅰ          (所定単位数の 14.9%)          中山間地域等における小規模事業所加算          (所定単位数の 10%)</p>			
食事の提供に関する費用	<p>朝食 350 円          昼食 680 円          おやつ 100 円          夕食 680 円 (通いサービスの場合は、          昼食とおやつのご提供になります)</p>	保険給付外	1 回	
宿泊に要する費用(お部屋代)	<p>&lt; 宿泊室の詳細 &gt;          広さ 7.45 平方メートル          定員数 5 人          備品・設備 (1) ベッド</p>	保険給付外	1 泊	2,500 円
洗濯費用	<p>カンク施設内で行う、ご利用者の衣類等の洗濯※数量に関わらず一回につき 500 円。(洗剤費、乾燥費も含む)</p>		1 回	500 円
レクリエーション費	<p>レクリエーションに要する費用の材料費</p>			実費
キャンセル料	<p>当日利用する食事代の実費分(配食も含む)</p>		1 回	実費

	※利用日、当日の午前9:00までにご連絡ください。午前9:00以降はキャンセル料が発生しますのでご了承ください。			
おむつ代	実費	保険給付外	1枚	実費

※小規模多機能型居宅介護サービスの利用料は月単位となっております。（保険給付外は除く）そのため月の途中で契約を開始もしくは解除した場合のみ日割り計算で利用料を算定します。契約が継続している限りは月に数日の利用しかない場合、入院による休止、ご利用者・御家族の都合により利用を休止される場合でも月の利用料が発生しますのでご了承ください。

※介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

## 6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

## 7 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間	平日	午前8時～午後5時
		土日	午前8時～午後12時
	ご利用方法	電話	0263-88-8845
	担当者	高橋・中島	
安曇野市介護保険課 介護保険担当	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	0263-71-2472
長野県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	0261-238-1580

## 8 緊急時の対応方法

<p>利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。</p> <p>緊急連絡先に連絡いたします。</p>		
利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	おひさまクリニック
	院長名	上條 剛志
	所在地	安曇野市穂高北穂高143-7
	電話番号	0263-88-7692
	診療科	内科、消化器外科、小児外科
	入院設備	なし
	救急指定の有無	なし
	契約の概要	当事業者と病院は、利用者の健康維持向上を図る目的で委託契約を締結しています。
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

## 9 非常災害対策

関係機関への通報・連絡体制の整備について	関係機関との連絡体制整備計画通り
避難・救出等必要な訓練の実施について	訓練実施計画通り

## 10 第三者による評価の状況

1.あり  2.なし

## 11 小規模多機能型居宅介護サービス評価の実施状況

あり  2.なし

※運営推進会議を二ヶ月に一回開催  
サービス評価を年一回実施

## 12. 虐待防止に関する事項

当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

2019年9月5日 第5項改定 第10・11項追加

2020年11月26日 第5項改定 訪問体制強化加算追記

2021年3月30日 介護報酬改定に伴う基本報酬の改定 第5項科学的介護推進体制加算追記

2021年8月1日 第12項追記

2022年1月5日 第5項改定 中山間地域等における小規模事業所加算追記

2022年9月1日 第5項改定 介護職員等ベースアップ等支援加算追記

2022年10月1日 第5項改定 食費改定

2024年4月1日 介護報酬改定に伴う基本報酬の改定 第12項変更

2024年6月1日 介護報酬改定に伴う基本報酬の改定 第12項変更



年 月 日

(乙) 当事業者は、甲に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲 に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

小規模多機能型居宅介護サービス事業所  
事業所所在地 安曇野市穂高有明9990-1  
名称 サンクスクリエーション合同会社  
サンクス小規模多機能型居宅介護やすらぎ  
代表者 氏名 高橋 清彦 印

サンクス小規模多機能型居宅介護やすらぎ  
説明者 氏名 印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。  
私は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(甲) 利用者 住所  
氏名 印

(甲') 署名代行者 住所  
氏名 印